

『高年齢者の雇用環境の整備等を実施した場合の支援策を知りたい』

高年齢者雇用安定助成金

(高年齢者活用促進コース・高年齢者無期雇用転換コース)

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。本助成金は次の2つのコースから構成されます。

①高年齢者活用促進コース

支給対象となる事業主

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備(※1)を実施した雇用保険適用事業主。

助成内容

当該取組に係る経費(人件費等を除く)の3分の2(中小企業以外は2分の1)に相当する額を支給します(60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり20万円(※4)を上限(上限額1,000万円))。

- ※1 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備・作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の導入、健康管理制度の導入(※2)、定年の引上げ(※3)等の整備
- ※2 当該措置の実施については、30万円の費用を要したものと見なす。(企業単位で1回限り)
- ※3 66歳以上の定年引上げ、定年廃止、65歳への定年引上げ及び66歳以上の継続雇用制度の導入の実施については、100万円の費用を要したものと見なす(企業単位で1回限り)
- ※4 但し、①建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主、②65歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業主、③高年齢者活用促進の措置のうち「機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善」を実施した事業主にあつては、30万円を上限。

ご利用方法

計画開始日の3か月前までに、事業所が所在する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以降「機構」)都道府県支部高齢・障害者業務課(以降「支部高齢・障害者業務課」)に対し、環境整備計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。認定後は、計画書に基づき、高年齢者活用促進の措置を実施し、計画の実施期間の終了日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請書を提出してください。

②高年齢者無期雇用転換コース

支給対象となる事業主

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した雇用保険適用事業主。

助成内容

転換した者1人につき50万円(中小企業以外40万円)を転換日から6ヶ月経過後に支給します。

ご利用方法

計画開始日の2か月前までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、無期雇用転換計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。

認定後は、計画期間の範囲内で転換を行って下さい。転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から2か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請書を提出してください。

お問い合わせ先

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課

(東京・大阪においては高齢・障害者窓口サービス課) URL: <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>